

純心同窓会会則

第一章 名称と所在地

(名称)

第1条 本会は、「純心同窓会」と称する。

(所在地)

第2条 本会は、本部を三ツ山キャンパス（長崎市三ツ山町 235 番地）におき、必要の地に支部をおく。

第二章 目的と活動

(目的)

第3条 本会は、カトリック精神にのっとり、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- 1 会報の発行
- 2 母校の事業計画に対する積極的協力
- 3 在校生に対する精神的、物資的援助
- 4 研究会、講演会、親睦会などの開催
- 5 その他、必要と認められる活動

第三章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 ①長崎純心高等女学校 ②純心保母養成所 ③純心女子専門学校
④純心中学校 ⑤純心女子高等学校 ⑥純心女子短期大学
⑦長崎純心大学 ⑧長崎純心大学短期大学部
⑨長崎純心大学大学院の卒業生とする。

なお、転校者で特別に希望する者は、本部の承認を経て会員になることができる。

- 2 特別会員 母校の現教職員、並びに旧教職員とする。

(会員の権利)

第6条 全会員は、総会における議決権を有し、本会が刊行する会報など優先的配布を受ける。

(会員の義務)

第7条 全会員は、本会の目的のため協力し、住所氏名を変更したときはすみやかに本部に連絡する。

第四章 役員、名誉会長および相談役

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- 1 会長 1名 2 副会長 2名 3 書記 2名 4 会計 2名
5 監査 2名 6 理事 10名程度 7 幹事 若干名 (各クラス1~2名)

(役員職務)

第9条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を処理し、その責に任ずる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会務を処理する。会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会運営に関する会計事務を処理する。
- 4 書記は、本会に属する事務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この会に必要な事項を決定し執行する。
- 6 幹事は、理事会の業務執行を補佐する。また、住所変更など会員と本部との連絡にあたる。
- 7 監査は、本会の会計を監査し、結果を理事会の承認をへて総会に報告する。
- 8 会長、副会長、書記、会計を本部役員とする。

(役員選任)

第10条 役員は、次の方法で選任される。

- 1 本部役員は、選考委員会が選任する。選考委員会は、会長が会員より選出し5名以上をもって構成する(相談役を含む)。選考委員会に会長は含まない。
- 2 理事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 3 幹事は、各級で互選とする。
- 4 役員に欠員を生じた場合は、これを補充し、理事会に報告し、承認を受ける。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任期)

第11条 役員任期は、3年とする。但し、原則として2期までとする。

(役員承認)

第12条 役員は、総会の承認を受ける。

(名誉会長)

第13条 本会の名誉会長は理事長に委嘱する。

(相談役)

第14条 本会に相談役をおく。

- 1 相談役は、中・高等学校長と大学長に委嘱する。
- 2 相談役は、重要事項につき、会長の諮問に応じる。

第五章 会 議

(会議)

第 15 条 本会の会議は、総会および役員会、理事・幹事会とする。

(総会)

第 16 条 総会は、3年に1回とし、本会運営に関する事項を審議する。必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

(審議内容)

第 17 条 総会に附議する事項は、次の通りである。

- 1 活動報告および収支決算についての事項
- 2 活動計画についての事項
- 3 会則の改正
- 4 役員承認
- 5 その他、必要と認められる事項

(理事会の構成)

第 18 条 理事会は、本部役員および、理事で構成する。理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(審議内容)

第 19 条 理事会に附議される事項は、次の通りである。

- 1 3年に1度の収支決算についての事項
- 2 毎年度の活動計画についての事項
- 3 総会に提出される書類の作成
- 4 細則その他、必要と認められる事項

(招集)

第 20 条 総会および役員会、理事・幹事会は、会長が招集する。

第六章 会 計

(経費)

第 21 条 本会の経費は、次の通りである。

- 1 終身会費、寄付金、その他
- 2 終身会費は、卒業時に納入する。
 - ・高校卒業時に 10,000 円納入する。
 - ・大学卒業時に 20,000 円納入する。
 - ・大学院卒業時に 20,000 円納入する（純心大学卒業生は除く。）。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3年後の3月31日に終わる。

第七章 支部

(支部の設置)

第 23 条 支部の設置は、理事会の承認を得るものとする。

(支部の役員)

第 24 条 支部には、所属する会員の推薦で、支部長および必要な役員を置く。

(支部の内規)

第 25 条 支部は、本会の主旨に反しない限り、自ら内規を設けることができる。

(本部との連絡)

第 26 条 支部長は、次のことを本部に連絡しなければならない。

- 1 支部事務所の所在地
- 2 支部活動、その他
- 3 活動費（3年分）の収支決算報告

第八章 会則の改正

(会則の改正)

第 27 条 本会の会則の改正は、総会において承認を得る。

第九章 細則および付則

(付則)

第 28 条 本会則は令和 3（2021）年 6 月 30 日より施行する。